

月刊 わらじ 4月号

特集 うた

二〇二五年四月一日 毎月一回一日発行
一九八四年十月四日 第三種郵便物認可
通巻五五九号
頒価二〇〇円



月刊福祉3月号は「共に生きる力を育む」を特集。1月号特集は「人材確保の未来を考える」だった。未曾有の超高齢社会を迎え支え手の減少が喧伝される中で、「共に生きる力を育む」と言われる。「育む」というなら、幼い頃から一緒に育ち、遊び、けんかし、学ぶことをめきにはありえないだろう。

いったん日常世界が別々に分かれてしまうと、次には分けられた集団の内部でまたちがい、さらに分けずにいられなくなる。無限の反復の中で、福祉人材確保が「最重要課題」に押し上げられてしまう。その結果として、いまの社会が作られた。

写真は4月3日、埼玉県立大学の入学式。式場から出てきた新入生たちは、「対象者」であるはずの障害者たちから直接に祝福と歓迎を受けて、大いに戸惑っていることだろう。その戸惑いを大切に、これからの学生生活を歩み始めてほしい。

配られたチラシには、「2025年春のボランティア募集中 資格不要」。「水族館へお出かけ企画」とか「会報製本作業ボランティア」、「農園ボランティア」・・・とある。

せっかくの出会い・・・この小さな偶然から、一緒に動くことで見えてくるまちの景色を見よう。出会えなかったこれまでの時空に想いを馳せよう。

小さな新聞 4月号

THE CHISANA SHINBUN
第00503号(月刊)わらじ25
2025年 発行所
わらじの会

互いの意見を交換する
ケア・システム
わらじの会

3.15 障害者制度改革セミナー Part 16 ―― 優生保護法訴訟の判決から――

3月15日「障害者制度改革セミナーPart16」が開催された。「優生保護法訴訟」の判決、全面勝訴とこれからと題し、弁護団共同代表の新里宏二弁護士のお話。

優生保護法は、1948年戦後の人口増加により食料が不足する状況の中、議員立法で全会一致で成立した。第一条は、「この法律は、優生

上の見地から不良なる子孫の出生を予防する」と規定していた。1996年、優生条項が「障害者差別に当たる」として母体保護法に改正され、削除されたが、被害者への補償制度など必要な議論がされなかった。優生条項が廃止されるまでの58年間、約2万5千人が不妊手術を強制された。

1998年に国連の自由権規約委員会から優生手術被害者への謝罪と賠償を求められるも、日本政府は「当時は適法で謝罪も補償もなし」と回答し、以後国は同様の態度を取り続けた。2013年、新里弁護士が飯塚さん(仮名)の相談を受けたことから国の謝罪と補償に関わることになった。

2017年には佐藤さん(仮名)も加わった。厚労省は、「当時は適法だった」と全く取り合ってくれなかった。2018年1月、全国で初めて佐藤さんが国家賠償訴訟を仙台地裁に提起し、5月には東京や札幌の被害者も提起に加わり、弁護団が結成され、全国の被害者39名が12の地裁に提訴した。仙台地裁判決では、優生保護法が違憲であることは認められたものの請求は却下された。続く他地裁では6連敗だった。

そして、2024年5月最高裁大法廷で判決が下され、全面勝訴した。判決の要点は、優生保護法が違憲であること、除斥期間(訴えの権利を失う期間)を認めないという2点。違憲判決は戦後13例目、立法行為自体を違憲とするのは初めて。

優生保護法は戦後の障害者差別の根っこにあった法律であり、国が差別を助長してきた。9月に国と全国原告団、弁護士団、優生保護法問題の全面的解決をめざす全国連絡会との間で、基本的合意書が締結され、継続的、恒久的な協議の場の設置等が盛り込まれた。

新里弁護士は、「国はあんまりやる気ないよね」とみんな言っているのだけれど、最高裁で国が負けたというのを前提に、どのように教育の中に織り込んでゆかなど、まだまだこれから」と。

◆関根孝民さん(仮名) 社会を立ちあげ、代表にせんげん台東区に転居し、一人暮らしをはいめ

◆村田玲子さん(仮名) 日都市、訪問看護事業所・にこにこ合同会(都市)ニろんで鑑賞賞状

◆吉田新枝さん(仮名) 直哉さん、風・花・雪・椿本達祐さん、つづき

バックの熊流に遊ぶを。

◆越谷・せー緒すい

◆越谷・せー緒すい